

第1回定例校園所長会レジュメ

1 日 時 令和8年4月9日（木）午前9時30分から

2 場 所 島本町役場 4階 議会第3・4会議室

3 次 第

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 案件

① 教総 令和8年度各課所管事務分担について

② 教推 令和8年度研究事業等について

③ 教推 令和8年度「島本町教育センター連絡会」開催について

④ 教推 令和8年度研修について

⑤ 教推 教職員の不祥事防止の取組について

⑥ 教推 業務量管理・健康確保措置実施計画について

⑦ その他

(4) 閉会

次回の日程 5月8日（金）午前9時30分から

島本町役場 4階 議会第3・4会議室

令和8年度教育総務課職務分担表

(令和8年4月1日現在)

分担事務		主担	副担	ライン	総括(乾)
1 教育委員会の会議並びに教育長及び委員に関すること。					
教育委員会議の調整・準備、議案作成等の総括		小林	中兼	永井	○
教育委員会議の会議録の作成		小林	中兼	永井	○
教育長に係る会議等の連絡調整、予定管理その他教育長に関すること。		小林	中兼	永井	○
教育委員に係る研修等の連絡調整、報酬その他教育委員に関すること。		小林	中兼	永井	○
2 教育委員会規則及び条例の制定及び改廃の総括に関すること。					
教育委員会所管事務に係る法令の解釈、相談等		各ライン	乾	各ライン	○
課の所管条例等の制定改廃事務		各主担	各副担	各ライン	○
3 事務局の所管に係る総合計画に関すること。					
教育・保育重点目標及び指示事項の作成		小林	佐々木	永井	○
4 教育に係る重要施策の研究、企画及び総合調整に関すること。					
政策の調整、研究及び企画		各ライン	乾	各ライン	○
5 教育に係る予算及びその執行並びに決算の総合調整に関すること。					
課の予算及び教育予算全体の計画的な執行管理		永井	乾	各ライン	○
課の予算及び決算の総括		永井	乾	各ライン	○
各予算の経理(1~4及び6以降の個別事務に関わるもの)		各主担	各副担	各ライン	○
教育委員会費の経理(会計年度任用職員及び上記個別事務に係るもの以外)		佐々木	小林	永井	○
事務局費の経理(同上)		佐々木	中兼	永井	○
教育センター費の経理(同上)		佐々木	中兼	永井	○
放課後子ども支援費(学童保育室関係)の経理(同上)		大海	小林	乾	○
放課後子ども支援費(放課後子ども教室関係)の経理(同上)		中兼	小林	永井	○
小学校費及び中学校費の経理(同上)		佐々木	小林	永井	○
会計年度任用職員の報酬等支払(事務局)		三村	佐々木	永井	○
会計年度任用職員の報酬等支払(学童保育室)		三村	佐々木	乾	○
小・中学校への予算配当事務及び配当予算の経理		佐々木	小林	永井	○
事務局費のうち教職員研修・研究事業予算(教育研究団体事業等)		中兼	小林	永井	○
教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)		浜田	佐々木	永井	○
市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金		浜田	佐々木	永井	○
スクールソーシャルワーカー活用事業費補助金		浜田	佐々木	永井	○
教員業務支援員等配置事業費補助金((補習等のための指導員等派遣事業))		浜田	佐々木	永井	○
校内教育支援センター支援員配置事業費補助金		浜田	佐々木	永井	○
教育センター及び小・中学校の光熱水費の執行管理		中兼	小林	永井	○
6 教育全般に係る調査及び統計の総括に関すること。					
学校基本調査		中兼	小林	永井	○
地方教育費調査		中兼	小林	永井	○
7 教育行政に関する資料及び情報の収集並びに広報の総括に関すること。					
監査資料等の総括		中兼	永井	永井	○
情報公開等への対応		各主担	各副担	各ライン	○
教育情報の広報		各主担	各副担	各ライン	○
8 公告式に関すること。					
教育委員会規則その他教育委員会規程の公布		小林	佐々木	永井	○
9 教育長及び教育委員の表彰に関すること。					
表彰(教育長・教育委員関係等)		佐々木	小林	永井	○
10 公印の管理に関すること。					
公印の新調、保管及び管理		佐々木	小林	永井	○
11 事務改善に関すること。					
行政評価・事務改善に関する調査研究		永井	乾	乾	○
12 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。					
		小林	佐々木	永井	○

令和8年度教育総務課職務分担表

(令和8年4月1日現在)

分担事務		主担	副担	ライン	総括(乾)
13	教育予算その他議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出を行うこと。	小林	佐々木	永井	○
14	事務局及び学校その他教育機関、保育所及び学童保育室の職員(府費負担教職員を除く。)の人事、福利厚生、安全衛生及び公務災害補償に関すること。				
	事務局職員の発令及び処分・指導行為	佐々木	小林	永井	○
	公務災害補償	佐々木	小林	永井	○
	会計年度任用職員人事の総括	三村	佐々木	永井	○
	会計年度任用職員の任用、労務管理等(事務局)	三村	佐々木	永井	○
	会計年度任用職員の任用、労務管理等(学童保育室)	三村	佐々木	乾	○
15	事務局及び学校その他教育機関の職員(府費負担教職員並びに保育所及び幼稚園の教職員を除く。)の研修に関すること。				
	研修の実施(学童保育室関係及び他課実施関係を除く。)	佐々木	小林	永井	○
16	請願及び陳情の処理に関すること。	佐々木	小林	永井	○
17	審査請求その他の不服申立て及び訴訟に関すること。	乾	伊藤	乾	○
18	教育行政に関する相談に関すること。	永井	乾	乾	○
19	教育財産の取得申出及び管理の総括に関すること。	中兼	川田	川田	○
20	学校施設等(保育所及び幼稚園を除く。第22号及び第23号において同じ。)の設置及び廃止に関すること。	廣澤	川田	廣澤	○
21	通学区域に関すること。				
	通学区域の設定及び変更	小林	永井	乾	○
22	学校施設等の維持管理及び教材教具その他の設備の整備に関すること。				
	学校との施設・設備面に係る連絡調整	川田	廣澤	廣澤	○
	学校との財務面に係る連絡調整	佐々木	小林	永井	○
	学校の事業計画(校外学習借用含む)等支出関係	佐々木	小林	永井	○
	学校との法規面に係る連絡調整	中兼	小林	永井	○
	学校、教育センター及び学童保育室の整備関係補助金	廣澤	川田	廣澤	○
	学校、教育センター及び学童保育室の整備計画・実施	廣澤	川田	廣澤	○
	子ども子育て支援交付金(運営)	大海	小林	永井	○
	子ども子育て支援交付金(民間)	大海	小林	永井	○
	学校、教育センター及び学童保育室の施設台帳の整備・管理	川田	廣澤	廣澤	○
	学校及び教育センターの備品台帳の整備・管理その他備品管理	川田	廣澤	廣澤	○
	学校及び教育センターの物品購入、修繕・工事、業務委託等の契約事務	浜田	三村	廣澤	○
	学校のICT機器の整備・管理及びICT関連契約	三村	中兼	永井	○
	校務支援システムの運用管理	三村	中兼	永井	○
	各校モノクロレーザープリンタ、中学プロジェクター等機器更新計画	三村	中兼	永井	○
	【施政・主要課題】第二小学校北館校長寿命化改修工事	川田	廣澤	川田	○
	【施政・主要課題】小学校空調改修設計業務	川田	廣澤	川田	○
	【施政・主要課題】中学校空調改修業務	廣澤	川田	廣澤	○
	【施政・主要課題】小学校理科室改修設計業務	川田	廣澤	川田	○
	【施政・主要課題】中学校理科室改修工事	廣澤	川田	廣澤	○
	【施政・主要課題】第二中学校体育館長寿命化改修設計業務	廣澤	川田	廣澤	○
23	学校施設等の目的外使用許可(学校体育施設等の開放事業を除く。)に関すること。	川田	廣澤	廣澤	○
24	学校給食に関すること。				
	献立作成その他献立関係事務	北原	宮本	永井	○
	給食材料発注	北原	宮本	永井	○
	給食費徴収管理	浜田	小林	永井	○
	給食費徴収管理(未納対応)	浜田	小林	永井	○
	給食費負担軽減交付金	小林	浜田	永井	○
	給食費無償化対応(非喫食者への対応等)	小林	浜田	永井	○
	給食指導、調理指導	北原	宮本	永井	○
	安全管理、衛生管理	北原	宮本	永井	○
	給食用物品(給食材料除く)購入、修繕・工事及び業務委託の契約事務	浜田	川田	廣澤	○
	給食用物品(給食材料除く)消耗品購入の契約事務	浜田	永井	永井	○
	給食材料購入の契約事務	浜田	北原	永井	○
	給食献立システム	北原	三村	永井	○

令和8年度教育総務課職務分担表

(令和8年4月1日現在)

分担事務		主担	副担	ライン	総括(乾)
25	学校安全及び子どもの安全確保に関すること。				
	通学路、交通安全教育・指導	三村	永井	永井	○
	開発行為等事前協議対応(教育環境保全住宅開発指導要綱によるもの含む)	三村	永井	永井	○
	災害共済給付制度(日本スポーツ振興センター)関係事務	三村	小林	永井	○
	学校災害共済給付金補償金(町制度)関係事務	三村	小林	永井	○
26	児童及び生徒の就学援助に関すること。				
	要保護・準要保護児童生徒援助費制度関係事務	三村	佐々木	永井	○
	支援学級児童生徒就学奨励費制度関係事務	三村	佐々木	永井	○
	その他の就学援助制度(中学校夜間学級就学援助費制度等)関係事務	三村	佐々木	永井	○
27	奨学資金に関すること。				
	奨学資金の債権回収	三村	永井	乾	○
	奨学金制度の他市取組状況の把握	三村	永井	乾	○
28	学童保育室に関すること。				
	入退室事務その他利用児童管理	大海	小林	乾	○
	保育料の徴収等	大海	小林	乾	○
	物品購入、業務委託等の契約事務	大海	小林	乾	○
	施設の修繕・工事の契約事務	大海	小林	廣澤	○
	備品台帳の整備・管理その他備品管理	大海	小林	乾	○
	サポート保育(支援を要する児童への指導員加配)	大海	小林	乾	○
	指導員等研修その他の研修	大海	小林	乾	○
	指導員会議	大海	小林	乾	○
	公共サービスユニオン対応	伊藤	乾	乾	○
	安全計画の管理	大海	小林	乾	○
	消防計画・管理者の届出手続き	大海	小林	乾	○
	学童の文書管理(電子化)	三村	大海	乾	○
	民間学童保育室運営事業者の対応(補助金届出等)	大海	小林	乾	○
	【その他】出退勤の電子化	大海	永井	乾	○
29	放課後子ども教室に関すること。	佐々木	小林	永井	○
	長期休暇期間の拡大	中兼	小林	永井	○
30	放課後児童対策に関すること。(前2号に掲げるものを除く。)	大海	小林	乾	○
31	所管に係る関係団体等との連絡及び調整に関すること。	各主担	各副担	各ライン	○
32	所管事務に係る調査、研究、統計及び広報に関すること。	各主担	各副担	各ライン	○
33	事務局の庶務に関すること。				
	事務局全体に関わる文書等の収集、配布等	佐々木	小林	永井	○
34	他の課に属さない事務に関すること。	佐々木	小林	永井	○
35	その他(課の庶務関係事務)				
	ファイリング事務の総括	永井	佐々木	永井	○
	LG・ネットメール等による課宛て文書の收受処理、郵送手続	佐々木	中兼	永井	○
	その他課の庶務一般(他課からの庶務連絡・照会の処理、出張費支出等)	佐々木	中兼	永井	○

令和8年度 教育推進課事務分担表

		主担	副担
1	総括（各種課長会）	岡澤	杉谷
2	文書取扱責任者	岡澤	小東・向井
3	教育委員会ホームページ	向井	小東
4	庶務に関すること	向井	小東
5	財務に関すること	向井	栗須
6	教育課程	教育課程・授業時数特例校	杉谷 原山
7		島本町小中一貫教育推進協議会	原山 箕浦
8		教科用図書は無償給与事務	向井 小東・杉谷
9		児童生徒支援Co.加配・不登校支援ルーム（加配図書・校内教育支援ルーム）	箕浦 原山
10		全国学力・学習状況調査・大阪府チャレンジテスト・すくすくウォッチ	杉谷 箕浦
11		少人数（習熟度別）指導・加配（時数管理）・小学校英語専科指導」加配	杉谷 原山
12		情報教育・GIGAスクール（ICT研修、GIGAスクール連絡会）	杉谷 原山
13		（SE事業）確かな学力を育む学校づくり[TM]（TM実施校（一小・一中）・校内研究授業）	杉谷 原山
14	指 導	各教科・学力向上	杉谷 原山
15		道徳（道徳評価の確認）	原山 箕浦
16		特別活動	杉谷 箕浦
17		部活動	杉谷 箕浦
18		総合的な学習・キャリア教育	杉谷 箕浦
19		体力向上・健康教育（がん教育、熱中症対策）	杉谷 箕浦
20		オンライン英会話（プロポーザル審査会）	小東 向井・杉谷
21		ALT派遣（プロポーザル審査会）	小東 向井・杉谷
22	研 修	町管理職・一般教職員（町主催の管理職研修を実施）	向井 原山
23		初任者・10年研修（研修講師の検討・依頼）	向井 杉谷
24	人権教育	人権教育	原山 向井
25		在日外国人教育・帰国子女教育・日本語指導	箕浦 原山・小東
26		多言語進路ガイダンス	杉谷 箕浦
27		男女平等・性教育	箕浦 向井
28	生徒指導	生徒指導総括	箕浦 杉谷
29		いじめ・不登校・虐待問題（町生指協に含む）	箕浦 杉谷
30		問題行動・各機関連携（要対協・補導連絡会）	箕浦 杉谷
31		SC・SSW事業	箕浦 原山・小東
32		安全マップ・非行防止教室	向井 小東
33	進路指導	進路指導	杉谷 箕浦
34	支援教育	支援教育総括	箕浦 原山
35		就学相談・巡回相談・教育相談	箕浦 原山・向井
36		支援Co連絡会・通級会議	箕浦 杉谷
37		学級設置・特別支援委員会（推進体制の確立）	箕浦 杉谷
38	幼児教育	指導・研修（幼児教育アドバイザー活用）	原山 向井
39		保幼小連携（みづまるキッズカリキュラムの実施）	原山 向井
40	課題別教育	租税教育（租税教室の取組推進）	杉谷 小東
41		学校安全（危機管理マニュアルの見直し・府と連携した訓練）	原山 岡澤
42		環境教育・消費者教育	栗須 向井
43		福祉・ボランティア教育	向井 杉谷
44		「食」教育	向井 杉谷
45		学校図書館	小東 杉谷
46	評 価	学校訪問・学校評価	箕浦 岡澤
47		学校協議会・学校運営協議会	杉谷 小東
48		学校教育自己診断	杉谷 箕浦
49	教育センター	不登校支援・パコ	箕浦 原山
50		調査・研究（しまとの教育）	箕浦 原山
51		安全ボランティア（安全ボランティア配置年度当初に見直し）	向井 小東
52		教育センター連絡会	箕浦 原山
53		学校支援ボランティア	向井 小東
54		こども110番の家	向井 小東
55	教育関係団体	校長会	杉谷 岡澤
56		生活指導研究協議会（学期に一度、いじめ・不登校・虐待事案について共有）	箕浦 杉谷
57	教職員人事	教職員定数管理	栗須 原山
58		管理職人事関係事務（調整を除く）	原山 杉谷
59		教職員人事関係事務	原山 栗須

60		講師人事関係事務	原山	栗須
61		教職員に係る調査・照会	原山	栗須
62		講師に係る調査・照会	原山	栗須
63		評価・育成システム	原山	栗須
64		処分・指導行為	原山	栗須
65		服務に関すること	栗須	原山
66		教職員の病気休暇・産前産後休暇・育児休暇等	栗須	原山
67		教職員健康診断・ストレスチェック・公務災害	小東	原山
68		教職員の安全衛生推進委員会	小東	原山
69		会計年度任用職員の任用、労務管理等（教育センター）	小東	原山
70		会計年度任用職員の任用、労務管理等（小・中学校）	小東	原山
71		叙勲・表彰	小東	原山
72	職員団体	要望事項等の総括	岡澤	杉谷
73		学校事務の共同実施	原山	栗須
74	その他学校教職員に関すること	教務の手引き	小東	箕浦
75		学校における働き方改革に関する調査研究・実践	小東	栗須
76	就学及び転退学	転学・転入学関係事務	小東	向井
77		就学通知発送事務	小東	向井
78		学齢簿整備関係事務	小東	向井
79		その他就学関係事務	小東	向井
80	学級編制	学級編制申請・協議等	小東	栗須・原山
81	保健衛生	児童・生徒（園児）健康診断	栗須	小東
82		就学時健康診断	小東	栗須
83		学校（園）医等の委嘱及び報酬	栗須	向井
84		学校医等及び高槻市医師会等との連絡調整	栗須	向井
85		感染症関係事務	栗須	向井
86		環境衛生測定関係事務	栗須	向井
87		学校保健会関係事務	栗須	向井
88		学校保健会主管課長会	栗須	向井

令和8年度 保育幼稚園課 職務分担表 (令和8年4月1日から)

No	事務種別	事務事業	主担	副担	ライン
1	庁内事務	課の総括	廣井	松本(雄)	—
2		一般質問・大綱質疑の対応	廣井	松本(雄)	—
3		本会議・委員会の資料請求の処理	松本(雄)	廣井	—
4		議会提出案件の集約	松本(雄)	廣井	—
5		教育委員会提出案件の集約	松本(雄)	廣井	—
6		予算・決算の集約	船岡	松本(雄)	船岡
7		事務事業成果報告書の集約	船岡	松本(雄)	船岡
8		定例監査・決算審査の集約	船岡	松本(雄)	船岡
9		教育・保育重点目標・点検・評価結果報告書の集約	松本(雄)	廣井	—
10		文書取扱責任者/文書取扱担当	船岡	松本(雄)	船岡
11		課のLGWAN・ネットメール・OnePublicの文書收受	岡本	伊藤	船岡
12		広報の集約	淡路	伊藤	船岡
13		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(人権文化センター)	岡本	伊藤	船岡
14		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(政策企画課)	岡本	伊藤	船岡
15		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(行革デジタル推進課)	淡路	伊藤	船岡
16		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(人事課)	船岡	松本(玲)	船岡
17		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(危機管理室)	岡本	伊藤	船岡
18		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(総務・債権管理課)	岡本	伊藤	船岡
19		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(財政課)	伊藤	淡路	船岡
20		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(健康福祉部)	岡本	伊藤	船岡
21		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(都市創造部)	岡本	伊藤	船岡
22		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(教育こども部)	岡本	伊藤	船岡
23		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(会計課)	岡本	伊藤	船岡
24		課の回答・提出の集約(他の項目の該当分以外)(その他)	岡本	伊藤	船岡
25		課の消耗品・備品・切手・郵便物管理	伊藤	岡本	船岡
26		課の事務補助	樹下	—	—
27		子ども・子育て支援事業計画	船岡	松本(玲)	松本(雄)
28		子ども・子育て会議	船岡	松本(玲)	松本(雄)
29		庁内システム対応・個人情報・マイナンバー	淡路	船岡	船岡
30		デジタル化推進委員	淡路	船岡	船岡
31		例規改正等法務、情報公開請求・個人情報開示等請求・要望・苦情等の対応	各担当者	—	—
32	会計年度任用職員	本庁会計年度任用職員(事務補助・管理栄養士)	船岡	松本(玲)	船岡
33		第一幼稚園会計年度任用職員	船岡	松本(玲)	船岡
34		町立保育所会計年度任用職員	船岡	松本(玲)	船岡
35		園庭開放等会計年度任用職員	船岡	松本(玲)	船岡
36	町立幼稚園	第一幼稚園入退園	岡本	淡路	船岡
37		第一幼稚園運営管理	岡本	淡路	船岡
38		第一幼稚園預かり保育料	岡本	淡路	船岡
39		支援教育(キッズサポート)	岡本	淡路	船岡
40	施設職員研修(幼稚園)	岡本	淡路	船岡	
41	町立保育所	町立保育所運営管理	淡路	岡本	船岡
42		施設職員研修(保育所)	淡路	岡本	船岡
43	町立施設共通事務	災害共済給付(スボ振)	岡本	船岡	船岡
44		会計年度出退勤システム導入対応	船岡	岡本	船岡
45		施設工事	川田	廣澤	船岡
46	保育施設長寿命化計画	川田	廣澤	船岡	
47	給食関係事務	町立幼稚園・保育所給食	永田・泊	船岡	船岡
48		予算執行事務・契約事務サポート	淡路	—	船岡
49	各種給付認定	町立施設型給付認定(1号)、町立施設等利用給付認定(新2号)	岡本	伊藤	松本(雄)
50		民間施設型給付認定(1号)、民間施設等利用給付認定(新1~3号)	伊藤	淡路	松本(雄)
51		施設型給付認定(2号・3号)、地域型保育給付認定	松本(玲)	淡路	松本(雄)
52		乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)給付認定	淡路	伊藤	松本(雄)
53	保育所等利用調整関係事務	保育所等入退所・利用調整・保育所保育料決定	松本(玲)	淡路	松本(雄)
54		保育所保育料初期算定・本算定	松本(玲)	淡路	松本(雄)
55		保育所保育料・給食費(口座振替・日割・滞納)	淡路	松本(玲)	松本(雄)
56		支援保育	松本(玲)	淡路	松本(雄)
57	民間施設認可・確認	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の認可等	淡路	伊藤	松本(雄)
58		乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)認可等	淡路	伊藤	松本(雄)
59		特定子ども・子育て支援施設の確認	淡路	伊藤	松本(雄)
60		第二種社会福祉事業の届出	淡路	伊藤	松本(雄)
61	民間保育所等対応	民間保育所等の対応	淡路	伊藤・松本(玲)	松本(雄)
62		民間保育所等(誰通含む・認定こども園除く)の指導監督	淡路	伊藤・松本(玲)	松本(雄)
63	その他保育所・幼稚園関係事務	子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)	伊藤	淡路	松本(雄)
64		町立・民間への国・府・その他の情報周知	淡路	岡本	松本(雄)
65		島本町保育施設連絡会	岡本	松本(玲)	松本(雄)
66		ガバメントクラウド対応	淡路	松本(玲)・岡本	松本(雄)
67	民間幼稚園	民間幼稚園補助金交付(補足給付)	伊藤	淡路	松本(雄)
68	地域子育て支援	園庭開放・夏のあそび場	堀・上神	岡本	船岡
69		赤ちゃん教室	永田・泊	岡本	船岡
70	認可外保育施設	認可外保育施設の対応	岡本	淡路	松本(雄)
71		認可外保育施設の指導監督	岡本	淡路	松本(雄)

No	事務種別	事務事業	主担	副担	ライン
72	開発行為に係る	開発行為等の事前協議	船岡	松本(玲)	松本(雄)
73	事務	子育て支援協力金	船岡	松本(玲)	松本(雄)
74	給付金・交付金・補助金に係る歳入集約、補助金交付	施設型給付(民生費)(歳入集約、扶助費交付)	伊藤	淡路	松本(雄)
75		地域型保育給付(歳入集約、扶助費交付)	伊藤	淡路	松本(雄)
76		施設型給付(教育費)(歳入集約、扶助費交付)	伊藤	淡路	松本(雄)
77		子どものための教育・保育給付費補助金(歳入集約)	伊藤	淡路	松本(雄)
78		施設等利用給付(民生費)(歳入集約、扶助費交付)	伊藤	淡路	松本(雄)
79		施設等利用給付(教育費)(歳入集約、扶助費交付)	伊藤	淡路	松本(雄)
80		乳児等利用給付(歳入集約、扶助費交付)	淡路	伊藤	松本(雄)
81		子ども・子育て支援交付金(歳入集約)	伊藤	淡路	松本(雄)
82		子ども・子育て支援交付金(特例措置分)(歳入集約、補助金交付)	伊藤	淡路	松本(雄)
83		保育対策総合支援事業費補助金(歳入集約)	伊藤	淡路	松本(雄)
84	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金(歳入集約)	淡路	岡本	船岡	
85	子ども・子育て支援施設整備交付金(歳入集約、補助金交付)	伊藤	淡路	松本(雄)	
86	就学前教育・保育施設整備交付金(歳入集約、補助金交付)	伊藤	淡路	松本(雄)	
87	安心子ども基金事業補助金(幼児教育・保育の無償化)(歳入集約)	伊藤	淡路	松本(雄)	
88	安心子ども基金事業補助金(施設整備)(歳入集約、補助金交付)	伊藤	淡路	松本(雄)	
89	新子育て支援交付金(優先配分枠)(福祉推進課集約)	淡路	伊藤	船岡	
90	新子育て支援交付金(市町村計画枠)(福祉推進課集約)	淡路	伊藤	船岡	
91	認可外保育施設届出等事務交付金(歳入集約)	岡本	淡路	松本(雄)	
92	保育所・児童館事務交付金(歳入集約)	岡本	淡路	松本(雄)	

※前年度分処理においては、主:淡路、副:伊藤

令和8年度 生涯学習課 事務分担表 (最終更新: 令和8年4月1日)

※状況に応じて、年度途中に担当の変更を行う場合があります。

※業務の繁忙などにより割当担当とは関係なく、課長から指示することがあります。

※定期的に休日出勤の必要な事業は、課職員全員で対応することとします。

	事務事業	担当ライン	令和8年度	
			主担	副担
1	課の総括	坂元	坂元	住屋
2	課の予算・決算の集約	島本	島本	各担当者
3	一般質問・大綱質疑の対応	坂元	坂元	各担当者
4	本会議・委員会の資料請求の処理	木村	木村	各担当者
5	議会提出案件の集約	木村	木村	各担当者
6	教育委員会提出案件の集約	木村	木村	各担当者
7	事務事業成果報告書の集約	木村	木村	各担当者
8	教育・保育重点目標の集約	木村	木村	各担当者
9	点検・評価結果報告書の集約	木村	木村	各担当者
10	定例監査資料の集約	島本	島本	各担当者
11	文書取扱責任者	島本	島本	木村
12	ホームページ、デジタル担当	木村	垣本	三井
13	町広報		垣本	各担当者
14	課の庶務(後納郵便・メール・文書收受・旅費精算等)		垣本	大久保
15	ファイリングシステム・文書処理簿	島本	垣本	大久保
16	課の回答・提出の集約		木村	島本
17	教育委員会の主催事業の傷害保険	島本	大久保	各担当者
18	「要望・苦情等の送付」の処理		各担当者	-
19	「情報公開請求」の処理		各担当者	-
20	「個人情報開示等請求」の処理		各担当者	-
21	社会教育関係総括	島本	島本	大柴
22	社会教育関係予算管理・集約・庶務	島本	大柴	岡本(和)
23	社会教育事業の奨励・援助	島本	大柴	岡本(和)
24	社会教育委員会議	島本	大柴	岡本(和)
25	社会教育関係団体の認定	島本	大柴	岡本(和)
26	社会教育関係団体の補助金	島本	大柴	岡本(和)
27	社会教育関係団体の指導・助言・支援	島本	大柴	岡本(和)
28	青少年関係総括	島本	島本	岡本(和)
29	青少年関係予算管理・集約・庶務	島本	岡本(和)	大柴
30	青少年関係他市町村連携	島本	岡本(和)	大柴
33	親子体験学習	島本	岡本(和)	大柴
34	青少年教育事業の各種教室	島本	岡本(和)	大柴
36	青少年関係他部局連携	島本	岡本(和)	大柴
37	青少年指導員	島本	岡本(和)	大柴
38	青少年健全育成大会	島本	岡本(和)	大柴
39	家庭教育	島本	岡本(和)	大柴
40	二十歳のつどい	島本	岡本(和)	大柴
41	青少年関係団体の支援	島本	岡本(和)	大柴
42	町子ども会育成連絡協議会の支援(他市連携含む)	島本	岡本(和)	大柴
43	町PTA連絡協議会の支援	島本	岡本(和)	大柴
44	文化財関係総括	木村	木村	三井
45	文化財保護費予算管理・集約・庶務	木村	垣本	三井
46	文化財関係他市町村連携	木村	垣本	三井
47	文化財保護費・会計年度任用職員雇用管理	木村	垣本	三井
48	文化財保護審議会	木村	木村	三井
49	指定等文化財候補調査	木村	久保・朝田・前野	三井
50	指定等文化財一般公開	木村	久保・朝田・前野	三井
51	指定等文化財補助金(国庫補助)	木村	三井	垣本
52	水無瀬神宮補修	木村	三井	久保
53	文化財保護啓発	木村	学芸員全員	三井
54	文化財情報発信(住民等へ)	木村	学芸員全員	三井
55	観光施策との連携	木村	三井	久保
56	道標・案内板・待宵小侍従の維持管理	木村	前野	三井

	事務事業	担当ライン	令和8年度	
			主担	副担
57	古文書・植物・建造物調査	木村	久保	三井
58	埋蔵文化財調査関係総括	木村	木村	三井
59	埋蔵文化財調査	木村	朝田・前野	木村
60	埋蔵文化財調査補助金	木村	三井	木村
61	埋蔵文化財調査報告書	木村	各担当者	木村
62	歴史文化資料館関係総括	木村	久保	三井
63	歴史文化資料館管理費予算管理・集約・庶務	木村	久保	垣本
64	歴史文化資料館予算支出・庶務	木村	垣本	三井
65	文化財資料の寄贈及び寄託	木村	久保	前野
66	歴史文化資料館資料の貸出し	木村	久保	会計年度
67	中将棋	木村	久保	三井
68	水無瀬家調査	木村	三井	久保
69	企画展・講演会	木村	久保	朝田・前野
70	歴史文化資料館の施設管理	木村	久保	朝田・前野
71	歴史文化資料館の施設使用許可	木村	久保	朝田・前野
72	歴史文化資料館の動産保険	木村	垣本	三井
73	史跡桜井駅跡の史跡管理	木村	垣本	三井
74	史跡等の軽微な現状変更等の許可	木村	垣本	三井
75	文化・芸術・生涯学習関係総括	木村	木村	垣本
76	文化・芸術・生涯学習関係予算執行・集約・庶務	木村	垣本	大柴
77	文化教室・講座	木村	垣本	大柴
78	生涯学習関係団体の認定・設立支援	木村	垣本	大柴
79	文化祭事業実行委員会	木村	垣本	大柴
80	おおさかふみんネット	木村	垣本	大柴
81	ふれあいセンター生涯学習課所管諸室の施設管理	木村	垣本	大柴
82	文化関係団体の支援	木村	垣本	大柴
83	生涯学習課活動室の施設管理	木村	垣本	大柴
84	しまもとバンブークラブの支援	島本	大柴	大久保
85	スポーツ関係総括	島本	島本	大久保
86	スポーツ関係予算管理・集約・庶務	島本	大久保	岡本(和)
87	スポーツ推進委員	島本	大柴	大久保
88	スポーツ教室	島本	大久保	岡本(和)
89	町民スポーツ実行委員会	島本	大柴	大久保
90	スポーツ関係団体の支援	島本	大柴	大久保
91	町体育協会の支援	島本	大柴	岡本(和)
92	しまもとミニマラソンの支援	島本	大柴	大久保
93	三島地区体育連合	島本	大柴	大久保
94	府総体、三島地区大会出場選手等交通費支給	島本	大柴	大久保
95	体育館等スポーツ施設の施設管理・貸出	島本	大久保	岡本(和)
96	還付手続き	島本	大久保	岡本(和)
97	施設貸出制度見直し(利用料、減免制度含む)	島本	島本	坂元
98	町立体育館の今後のあり方検討	島本	島本	坂元
99	課の施設設備の工事等に係る専門的支援	島本	廣澤	川田
101	資料館保存計画策定	木村	三井	木村・久保
102	資料館展示リニューアル	木村	三井	木村・久保
108	町立体育館の下水接続	島本	川田	廣澤
109	新体育館関係	島本	PT事務	
110	尺代テニスコート整備(事務)	島本	島本	坂元
111	尺代テニスコート整備(設計)	島本	川田	廣澤
112	図書館関係総括	住屋	住屋	坂元
113	図書館の管理運営(別に定める)	住屋	西尾・後・平田	

令和8年4月9日

令和8年度研究事業等について

教育推進課

1 研究事業等

(1) 文部科学省・大阪府

ア 授業時数特例校制度の継続

・年間授業時数の増減

・小学校1・2年生：生活科20時間増、国語科20時間減

⇒各学校での「みづまるキッズカリキュラム」を踏まえた取組みの充実

・ALT派遣（保育所・幼稚園・小学校）

・オンライン英会話（中学校）

・指導方法の工夫改善定数を活用した指導の充実

⇒少人数・習熟度別指導、教科担任制、英語専科、小中連携教科指導

イ スクールエンパワーメント推進事業（確かな学力を育む学校づくり）

・第二小学校及び第二中学校に事業指定（本年度から）

推進校の取組の充実と、町全域への普及

学校公開（全学級公開）日程の早期共有と他校教職員参加への配慮

(2) 島本町

小中一貫教育推進事業の推進と検証

・みづまるキッズプランに係る検討

・学校教育自己診断共通質問事項の見直し

2 その他

(1) GIGAスクール構想の実現について

ア 1人1台端末を「教える道具」から「学ぶ道具」にしていく

⇒小学校（5・6年生）のデジタルドリル、ロイロノートの活用好事例収集

イ ICT機器の有効活用⇒「大阪府情報活用ステップシート」の活用

令和8年度 島本町教育センター連絡会について

<目的>

各関係機関が円滑な連携及び情報共有を図ることにより、支援の必要な園児・児童・生徒に対し幼児期から成人（18歳）までの間における連続した切れ目のない支援を実施する。

<内容>

- (1) 島本町における支援の推進に向けた協議及び検討
- (2) 各関係機関との連携についての協議及び検討
- (3) 支援が必要な園児・児童・生徒についての情報共有

<参加者>

教育センター所長、教育センター教育支援員、教育推進課、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、発達相談員、各園所支援教育担当者、各小中学校支援教育担当者等、健康福祉部こども家庭課、高槻支援学校リーディングスタッフ

<場所>

島本町ふれあいセンター3階 第一学習室

<日程>

第1回	4月14日(火)	14:00~16:00	※この日のみ、3階 第四学習室
第2回	5月12日(火)	9:30~11:30	
第3回	6月2日(火)	9:30~11:30	
第4回	7月7日(火)	9:30~11:30	
第5回	9月1日(火)	9:30~11:30	
第6回	10月6日(火)	9:30~11:30	
第7回	11月10日(火)	9:30~11:30	
第8回	12月8日(火)	9:30~11:30	
第9回	1月12日(火)	9:30~11:30	
第10回	2月2日(火)	9:30~11:30	
第11回	3月2日(火)	9:30~11:30	

令和8年度「島本町教育センター連絡会」構成員

令和8年4月3日作成
教育推進課

	所 属	氏 名	職 名
1	教育センター所長	岡澤 潤	教育推進課長 兼 センター所長
2	教育推進課	箕浦 麻加	参 事
3	教育センター	植木 祐美子	支援員
4	教育センター 第一小学校・第二小学校 第三小学校・第四小学校	北谷 多樹子	スクールカウンセラー
5	教育センター	阪 幸江	スクールカウンセラー
6	教育センター	川岸 育子	発達相談員
7	教育センター	井上 美奈子	発達相談員
8	健康福祉部こども家庭課	加治川 麻莉子	
9	第一中学校	岡田 信吾	スクールカウンセラー
10	第二中学校 第二小学校・第三小学校	岩永 尚子	スクールカウンセラー
11	第一小学校 第四小学校	浅田 順子	スクールカウンセラー
12	第一小学校 第三小学校	長瀬 信子	スクールソーシャルワーカー
13	第一中学校 第四小学校	荻野 崇子	スクールソーシャルワーカー

14	第二中学校 第二小学校	小坂 陽子	スクールソーシャルワーカー
15	島本町立第一小学校	西島 恵理子	教諭
16	島本町立第二小学校	篠原 波	教諭
17	島本町立第三小学校	松本 由香	教諭
18	島本町立第四小学校	山口 保代	教諭
19	島本町立第一中学校	丸山 倫史	教諭
20	島本町立第二中学校	堀 聖二	教諭
21	島本町立第一幼稚園	堀井 千香	園長
22	島本町立第二保育所	八田 二歌	所長
23	島本町立第四保育所	蒲原 慎介	所長
24	大阪府立高槻支援学校	田中 美穂	教諭 リーディングスタッフ

令和8年度 小学校初任者研修 校外研修年間計画 (案)

資料1-1

回	1班	2班	内容	会場等
1	4/7(火)～4/16(木)		セルフマネジメント 働くための基礎的スキル 児童生徒理解を深めるために 働きかけの重要性 児童生徒の健康と正しい理解	オンデマンド開催
2	4/7(火)～4/16(木)		今求められる資質・能力を育む授業づくり1【理論①】 開講式 初任者・新規採用者のみなさんへ伝えたいこと 今求められる資質・能力を育む授業づくり1【理論①】	オンデマンド開催 大阪府教育センター
	4/28(火)	4/30(木)		
3	4月～7月		今求められる資質・能力を育む授業づくり2【実践①】	所属校等
4	5月中		授業づくり 総合的な学習の時間や特別活動における、体験的な活動を取り入れた授業づくり等	市町村教育委員会 から別途通知
5	5/12(火)	5/14(木)	今求められる資質・能力を育む授業づくり3 国語・算数の授業づくり	大阪府教育センター
	14:00～17:00			
6	5/19(火)～7/16(木)		子どもの命と安全を守る取組み 学校における危機管理 人権について考える 人権尊重の教育について セクシュアルハラスメントの防止と対応	オンデマンド開催
7	6月中		授業づくり 授業見学等	市町村教育委員会 から別途通知
8	6/23(火)	6/25(木)	今求められる資質・能力を育む授業づくり4 「特別の教科 道徳」の授業づくり	大阪府教育センター
	15:00～17:00			
	5/19(火)～7/16(木)		セルフマネジメント メンタルヘルスケア	オンデマンド開催
9	7/21(火)～9/17(木)		支援教育の現状と課題 子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について	オンデマンド開催
10	7/27(月)	7/28(火)	児童生徒理解を深めるために 不登校・いじめ・児童虐待等について/児童生徒・保護者との 関わり方	大阪府教育センター
	9:30～12:30			
11	7/27(月)	7/28(火)	人権について考える 在日外国人教育について	大阪府教育センター
	13:30～15:00			
	7/21(火)～9/17(木)		人権について考える ジェンダー平等教育・性の多様性について	オンデマンド開催
12	夏季休業中		人権教育研修 市町村における人権教育の現状と課題	市町村教育委員会 から別途通知
13	8/17(月)	8/20(木)	今求められる資質・能力を育む授業づくり5【検証①】	大阪府教育センター
	14:00～17:00			
14	7/21(火)～9/17(木)		障がい理解教育 子どもの心に寄り添う具体的な関わり	オンデマンド開催
	9/1(火)	9/3(木)		
	15:00～17:00		今求められる資質・能力を育む授業づくり6【理論②】	大阪府教育センター
15	9月～12月		今求められる資質・能力を育む授業づくり7【実践②】	所属校等
16	9月～2月		授業づくり 地域教材・地域人材等の活用	市町村教育委員会 から別途通知
17	11/10(火)	11/12(木)	人権について考える 同和教育について/大阪国際平和センターの見学	大阪国際平和センター (ピースおおさか)
	14:30～17:00			
18	1月～2月		児童生徒理解を深めるために 学級経営の実際、子ども理解	市町村教育委員会 から別途通知
19	2/16(火)	2/18(木)	今求められる資質・能力を育む授業づくり8【検証②】 閉講式	大阪府教育センター
	14:00～17:00			

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

令和9年度 小学校2年次研修 校外研修年間計画 (案)

20	令和9年度実施	セルフマネジメント 学び続ける教職員であるために 児童生徒理解を深めるために 校種間連携について/学級危機管理について	大阪府教育センター
21 22 23	令和9年度実施	市町村教育委員会 実施研修(全3回) (社会体験や各市町村の福祉教育等に関する内容を含む)	市町村教育委員会 から別途通知
24	令和9年度実施	授業づくり 授業研究	所属校等
25	令和9年度実施	授業づくり 授業研究報告	大阪府教育センター

令和8年度 中学校初任者研修 校外研修年間計画 (案)

回	1班	2班	内容	会場等
1	4/7(火)～4/16(木)		セルフマネジメント 一働くための基礎的スキル 児童生徒理解を深めるために 一働きかけの重要性一 児童生徒の健康と正しい理解	オンデマンド開催
2	4/7(火)～4/16(木)		今求められる資質・能力を育む授業づくり1【理論①】 開講式 初任者・新規採用者のみなさんへ伝えたいこと 今求められる資質・能力を育む授業づくり1【理論①】	オンデマンド開催 大阪府教育センター
	4/21(火)	4/23(木)		
3	4月～7月		今求められる資質・能力を育む授業づくり2【実践①】	所属校等
4	5/19(火)～5/21(木)		今求められる資質・能力を育む授業づくり3 一「特別の教科 道徳」の授業づくり一	大阪府教育センター
	15:00～17:00			
	5/19(火)～7/16(木)		セルフマネジメント 一メンタルヘルスケア一	オンデマンド開催
5	5月中		授業づくり 一総合的な学習の時間や特別活動における、体験的な活動を取り入れた授業づくり等一	市町村教育委員会 から別途通知
6	5/19(火)～7/16(木)		子どもの命と安全を守る取組み 一学校における危機管理一 人権について考える 一人権尊重の教育について一 セクシュアルハラスメントの防止と対応	オンデマンド開催
7	6月中		授業づくり 一授業見学等一	市町村教育委員会 から別途通知
8	7/21(火)～9/17(木)		支援教育の現状と課題 一子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について一	オンデマンド開催
9	7/27(月)～7/28(火)		児童生徒理解を深めるために 一不登校・いじめ・児童虐待等について/児童生徒・保護者との 関わり方一	大阪府教育センター
	9:30～12:30			
10	7/27(月)～7/28(火)		人権について考える 一在日外国人教育について一	大阪府教育センター
	13:30～15:00			
	7/21(火)～9/17(木)		人権について考える 一ジェンダー平等教育・性の多様性について一	オンデマンド開催
11	夏季休業中		人権教育研修 一市町村における人権教育の現状と課題一	市町村教育委員会 から別途通知
12	8/25(火)～8/27(木)		今求められる資質・能力を育む授業づくり4【検証①】	大阪府教育センター
13	7/21(火)～9/17(木)		障がい理解教育 一子どもの心に寄り添う具体的な関わり一	オンデマンド開催
	9/8(火)	9/10(木)		
14	9月～12月		今求められる資質・能力を育む授業づくり6【実践②】	所属校等
15	9月～2月		授業づくり 一地域教材・地域人材等の活用一	市町村教育委員会 から別途通知
16	10/6(火)～10/8(木)		今求められる資質・能力を育む授業づくり7 一教科の特性を生かした授業づくり一	大阪府教育センター
17	11/10(火)～11/12(木)		人権について考える 一同和教育について/大阪国際平和センターの見学一	大阪国際平和センター (ピースおおさか)
18	1月～2月		児童生徒理解を深めるために 一学級経営の実際、子ども理解一	市町村教育委員会 から別途通知
19	1/19(火)～1/21(木)		今求められる資質・能力を育む授業づくり8【検証②】 閉講式	大阪府教育センター

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

令和9年度 中学校2年次研修 校外研修年間計画 (案)

20	令和9年度実施	セルフマネジメント 一学び続ける教職員であるために一 児童生徒理解を深めるために 一校種間連携について/学級危機管理について一	大阪府教育センター
21 ～ 23	令和9年度実施	市町村教育委員会 実施研修(全3回) (社会体験や各市町村の福祉教育等に関する内容を含む)	市町村教育委員会 から別途通知
24	令和9年度実施	授業づくり 一授業研究一	所属校等
25	令和9年度実施	授業づくり 一授業研究報告一	大阪府教育センター

令和8年度 新規採用養護教諭研修 校外研修年間計画 (案) 資料1-3

回	日時	内容	会場等
1	4/7(火)～4/16(木)	セルフマネジメント －働くための基礎的スキル－ 児童生徒理解を深めるために －働きかけの重要性－ 児童生徒の健康と正しい理解	オンデマンド開催
2	4/22(水) 14:00～17:00	開講式 養護教諭の職務と役割 保健室の機能と保健室経営 保健室経営計画の作成	大阪府教育センター
3	6/11(木) 15:00～17:00	救急処置の知識と学校事故への対応・連携	大阪府教育センター
	5/19(火)～7/16(木)	セルフマネジメント －メンタルヘルスケア－ 救急処置のアセスメント技術の向上	オンデマンド開催
4	7/21(火)～9/17(木)	支援教育の現状と課題 －子どもを理解する方法とその指導・支援の 在り方について－	オンデマンド開催
5	7/28(火) 9:30～12:30	児童生徒理解を深めるために －不登校・いじめ・児童虐待等について/児 童生徒・保護者との関わり方－	大阪府教育センター
6	7/28(火) 13:30～15:00	人権について考える －在日外国人教育について－	大阪府教育センター
	7/21(火)～9/17(木)	人権について考える －ジェンダー平等教育・性の多様性について－ セクシュアルハラスメントの防止と対応	オンデマンド開催
7	8/5(水) 14:00～17:00	養護教諭が行う健康相談 －事例を通じたアセスメント－	大阪府教育センター
8	8/26(水) 14:00～17:00	現代的健康課題 －アレルギー疾患のある子どもへの対応－ 学校危機における養護教諭の役割を考える	大阪府教育センター
9	9～10月中 9:30～12:30	支援教育の現状に学ぶ 養護教諭の実践に学ぶ －一人ひとりの子どもを大切にしたい支援の在 り方－ 支援教育と養護教諭	調整中
10	10/21(水) 14:00～17:00	現代的健康課題 －性に関する指導について－ 校内連携に基づいた保健教育 －学習指導案の考察－	大阪府教育センター
11	11/24(火) 14:30～17:00	人権について考える －同和教育について/大阪国際平和センター の見学－	大阪国際平和センター (ピースおおさか)
12	2/8(月) 14:00～17:00	保健組織活動の充実に向けて －保健教育を中心とした保健室経営計画－ 1年めのまとめと2年めに向けて セルフマネジメント －1年間の振り返りと今後に向けて－ 閉講式	大阪府教育センター

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第3、6回は、集合開催、オンデマンド開催を両方とも受講してください。

回	日時	内容	会場等
1	4/7(火)～4/16(木)	セルフマネジメント －働くための基礎的スキル－ 児童生徒理解を深めるために －働きかけの重要性－ 児童生徒の健康と正しい理解	オンデマンド開催
2	5/14(木) 14:00～17:00	開講式 学校給食における食物アレルギー －学校給食アレルギー対応と除去食に対応するために－ 栄養教諭の実践に学ぶ －組織としてのアレルギー対応－ 食物アレルギー事故防止に向けて －ヒヤリハット回避方法・対策－	大阪府教育センター
	5/19(火)～7/16(木)	セルフマネジメント －メンタルヘルスケア－	オンデマンド開催
3	6月中の午後 (別途通知)	学校給食の現場から学ぶ －授業の見学/授業を見学して－ 大阪府における食育の推進 －教科等への授業参画/指導案作成の意義と校内連携/学校給食を生きた教材として活用するために－	田尻町立中学校
4	7/21(火)～9/17(木)	支援教育の現状と課題 －子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について－	オンデマンド開催
5	7/28(火) 9:30～12:30	児童生徒理解を深めるために －不登校・いじめ・児童虐待等について/児童生徒・保護者との関わり方－	大阪府教育センター
6	7/28(火) 13:30～15:00	人権について考える －在日外国人教育について－	大阪府教育センター
	7/21(火)～9/17(木)	人権について考える －ジェンダー平等教育・性の多様性について－ セクシュアルハラスメントの防止と対応	オンデマンド開催
7	8/26(水) 14:00～17:00	現代的健康課題 －アレルギー疾患のある子どもへの対応－ 学校危機における栄養教諭の役割を考える	大阪府教育センター
8 ・ 9	10月中 9:30～16:30	学校給食の現場から学ぶ －給食調理場の見学/給食調理場を見学して－ 栄養教諭の実践に学ぶ －食育を推進する給食指導－ 新規採用栄養教諭として －学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理と食中毒－	走井学校給食センター
10	11/19(木) 14:00～17:00	児童生徒主体の食育を進めるために －教科等の指導との連携－	大阪府教育センター
11	11/24(火) 14:30～17:00	人権について考える －同和教育について/大阪国際平和センターの見学－	大阪国際平和センター (ピースおおさか)
12	2/18(木) 14:00～17:00	栄養教諭の実践に学ぶ －個別的な相談指導の実践に学ぶ－ 1年めのまとめと2年めに向けて セルフマネジメント －1年間の振り返りと今後に向けて－ 閉講式	大阪府教育センター

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第2、6回は、集合開催、オンデマンド開催を両方とも受講してください。

回	日時	内容	会場等
1	4/7(火)～4/16(木)	セルフマネジメント －働くための基礎的スキル－ 児童生徒理解を深めるために －働きかけの重要性－ 児童生徒の健康と正しい理解	オンデマンド開催
2	4/24(金) 14:00～17:00	開講式 実務研修1 －社会人としてのマナーとおもてなし(接遇)－	大阪府教育センター
3	5/22(金) 15:00～17:00	「OSAKA 小・中学校事務職員スタンダード」を活用した目標設定	大阪府教育センター
	5/22(金)～6/30(火)	実務研修2 －学校事務職員に期待するもの/福利厚生制度のあらまし/公的年金制度について－	オンデマンド開催
4	6/5(金) 14:00～17:00	実務研修3 －表計算ソフトの活用等－	大阪府教育センター
5	7/3(金) 14:00～17:00	実務研修4 －情報公開と個人情報保護について/個人情報の適正な管理・取扱いと事務職員の役割－	大阪府教育センター
		実務研修5 －先輩の実践に学ぶ1－	
6	7/21(火)～9/17(木)	支援教育の現状と課題 －子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について－	オンデマンド開催
7	7/21(火)～9/17(木)	児童生徒理解を深めるために －カウンセリングの理論と実際－	オンデマンド開催
		セルフマネジメント －メンタルヘルスケア－ セクシュアルハラスメントの防止と対応	
8	7/28(火) 13:30～15:00	人権について考える －在日外国人教育について－	大阪府教育センター
	7/21(火)～9/17(木)	人権について考える －ジェンダー平等教育・性の多様性について－	オンデマンド開催
9	9/4(金) 14:00～17:00	実務研修6 －プレゼンテーション力を高める1－	大阪府教育センター
		実務研修7 －先輩の実践に学ぶ2－	
10	10/9(金) 14:00～17:00	実務研修8 －プレゼンテーション力を高める2/学校事務の資質能力の向上に向けて－	大阪府教育センター
11	11/24(火) 14:30～17:00	人権について考える －同和教育について/大阪国際平和センターの見学－	大阪国際平和センター (ピースおおさか)
12	1/28(木) 14:00～17:00	実務研修9 －先輩の実践に学ぶ3－	大阪府教育センター
		セルフマネジメント －1年間の振り返りと今後に向けて－ 閉講式	

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第3、8回は、集合開催、オンデマンド開催を両方とも受講してください。

令和8年度 小学校2年次研修 校外研修年間計画(案)

資料2

回	1班	2班	内容	会場等
20	6/2(火)	6/4(木)	セルフマネジメント ー学び続ける教職員であるためにー 児童生徒理解を深めるために ー校種間連携について/学級危機管理に ついてー	大阪府教育センター
	14:00~17:00			
21 ~ 23	7月~12月 (夏季休業~冬季休業)		市町村教育委員会 実施研修(全3回) (社会体験や各市町村の福祉教育等に関する 内容を含む)	市町村教育委員会 から別途通知
24	4月~12月		授業づくり ー授業研究ー	所属校等
25	2/9(火)	2/4(木)	授業づくり ー授業研究報告ー	大阪府教育センター
	14:00~17:00			

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

令和8年度 中学校2年次研修 校外研修年間計画(案)

回	1班	2班	内容	会場等
20	6/16(火)	6/18(木)	セルフマネジメント ー学び続ける教職員であるためにー 児童生徒理解を深めるために ー校種間連携について/学級危機管理に ついてー	大阪府教育センター
	14:00~17:00			
21 ~ 23	7月~12月 (夏季休業~冬季休業)		市町村教育委員会 実施研修(全3回) (社会体験や各市町村の福祉教育等に関する 内容を含む)	市町村教育委員会 から別途通知
24	4月~12月		授業づくり ー授業研究ー	所属校等
25	1/26(火) 14:00~17:00		授業づくり ー授業研究報告ー	大阪府教育センター

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

令和8年度 小・中学校5年次研修 校外研修年間計画（案）

資料3

回	1班	2班	内容	会場等
1	5/20（水）～6/3（水）		組織づくり チームビルディング【理論】 —一人ひとりの能力や強みを生かした組織づくり—	オンデマンド開催
2	5月～1月		組織づくり チームビルディング【実践】	所属校等
3	1/29（金）	2/5（金）	組織づくり チームビルディング【検証】	大阪府教育センター
	14:00～17:00			

令和8年度 小学校10年経験者研修 校外研修年間計画(案)

資料4-1

回	1班	2班	内容	会場等
1	4/22(水)～5/13(水)		開講式 10年経験者に期待すること 大阪府の教育課題について 教職員の服務規律について 学校の危機管理について 学校・地域の連携・協働について 研修の受講に当たって	オンデマンド開催
2	6/3(水)～6/17(水)		組織づくり メンタリング【理論】 —初任期教員のキャリアを援助する存在—	オンデマンド開催
3	6月～1月		組織づくり メンタリング【実践】	所属校等
4	5/20(水) 14:00～17:00	5/27(水)	授業づくり 授業改善の推進【理論】 —今求められている授業/校内の授業改善を効果的に進めるために—	大阪府教育センター
5	5月～11月		授業づくり 授業改善の推進【実践】	所属校等
6	7/29(水) 9:30～12:30	8/5(水)	不登校・いじめへの対応 カウンセリングの考え方と学校教育相談	大阪府教育センター
7	6/17(水)～8/19(水)		経験×生成AIが生み出す教育の可能性	オンデマンド開催
	7/29(水)～8/19(水)		ともに学び、ともに育つ —障がいのある子どもの人権—	
8	市町村教育委員会による日程		市町村教育委員会 実施研修	市町村教育委員会から 別途通知
9	9/16(水) 15:00～17:00	9/24(木)	人権侵害事象の対応について	大阪府教育センター
	9/16(水)～10/14(水)		人権教育の推進について	オンデマンド開催
10	11/25(水) 14:00～17:00	12/2(水)	授業づくり 授業改善の推進【検証】	大阪府教育センター
11	2/10(水) 14:00～17:00		組織づくり メンタリング【検証】 閉講式	大阪府教育センター

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第9回は、集合開催、オンデマンド開催を両方とも受講してください。

※小・中学校5年次研修を受講していない場合、表1の3回の研修を受講してください。

※平成28～令和元年度小・中学校5年次研修の修了者は、小学校10年経験者研修における第2、3、7、11回を受講せず、表1の3回の研修を受講してください。

表1 小学校10年経験者研修(特設回)

回	1班	2班	内容	会場等
1	5/20(水)～6/3(水)		組織づくり チームビルディング【理論】 —一人ひとりの能力や強みを生かした組織づくり—	オンデマンド開催
2	5月～1月		組織づくり チームビルディング【実践】	所属校等
3	2/5(金) 14:00～17:00		組織づくり チームビルディング【検証】	大阪府教育センター

令和8年度 中学校10年経験者研修 校外研修年間計画(案)

資料4-2

回	1班	2班	内容	会場等
1	4/22(水)～5/13(水)		開講式 10年経験者に期待すること 大阪府の教育課題について 教職員の服務規律について 学校の危機管理について 学校・地域の連携・協働について 研修の受講に当たって	オンデマンド開催
2	5/13(水)～5/27(水)		授業づくり 学校組織としての授業改善の推進【理論】 —各教科の実践・校内研究の取組みを通して—	オンデマンド開催
	6/3(水) 15:00～17:00			大阪府教育センター
3	6月～11月		授業づくり 学校組織としての授業改善の推進【実践】	所属校等
4	6/3(水)～6/17(水)		組織づくり メンタリング【理論】 —初任期教員のキャリアを援助する存在—	オンデマンド開催
5	6月～1月		組織づくり メンタリング【実践】	所属校等
6	7/29(水)	8/5(水)	不登校・いじめへの対応 カウンセリングの考え方と学校教育相談	大阪府教育センター
	9:30～12:30			
7	6/17(水)～8/19(水)		経験×生成AIが生み出す教育の可能性 ともに学び、ともに育つ —障がいのある子どもの人権—	オンデマンド開催
	7/29(水)～8/19(水)			
8	市町村教育委員会による日程		市町村教育委員会 実施研修	市町村教育委員会から 別途通知
9	9/16(水)	9/24(木)	人権侵害事象の対応について	大阪府教育センター
	15:00～17:00			
	9/16(水)～10/14(水)		人権教育の推進について	オンデマンド開催
10	11/18(水) 14:00～17:00		授業づくり 学校組織としての授業改善の推進【検証】	大阪府教育センター
11	1/13(水) 14:00～17:00		組織づくり メンタリング【検証】 閉講式	大阪府教育センター

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第2、9回は、集合開催、オンデマンド開催を両方とも受講してください。

※小・中学校5年次研修を受講していない場合、表1の3回の研修を受講してください。

※平成28～令和元年度小・中学校5年次研修の修了者は、中学校10年経験者研修における第4、5、7、11回を受講せず、表1の3回の研修を受講してください。

表1 中学校10年経験者研修(特設回)

回	1班	2班	内容	会場等
1	5/20(水)～6/3(水)		組織づくり チームビルディング【理論】 —一人ひとりの能力や強みを生かした組織づくり—	オンデマンド開催
2	5月～1月		組織づくり チームビルディング【実践】	所属校等
3	1/29(金) 14:00～17:00		組織づくり チームビルディング【検証】	大阪府教育センター

回	日時	内容	会場等
1	4/22(水)～5/13(水)	開講式 10年経験者に期待すること 大阪府の教育課題について 教職員の服務規律について 学校の危機管理について 研修の受講に当たって	オンデマンド開催
2	6/4(木) 15:00～17:00	養護教諭の職務について ー保健教育を中心とした保健室経営計画ー これまでの保健教育及び保健活動を振り返って	大阪府教育センター
	5/19(火)～7/16(木)	救急処置のアセスメント技術の向上	オンデマンド開催
3	7/16(木) 14:00～17:00	養護教諭が行う健康相談 保健教育に果たす養護教諭の役割	大阪府教育センター
4	8/5(水) 9:30～12:30	不登校・いじめへの対応 カウンセリングの考え方と学校教育相談	大阪府教育センター
5	8/26(水) 14:00～17:00	現代的健康課題 ーアレルギー疾患のある子どもへの対応ー 学校危機における養護教諭の役割を考える	大阪府教育センター
6	9/24(木) 15:00～17:00	人権侵害事象の対応について	大阪府教育センター
	9/16(水)～10/14(水)	人権教育の推進について	オンデマンド開催
7	2/4(木) 14:00～17:00	支援を必要とする子どもの医学的理解と養護教諭の役割 10年経験者研修を通して ー課題研究の成果報告ー これからの養護教諭に求められるもの 閉講式	大阪府教育センター

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第2、6回は、集合開催、オンデマンド開催を両方とも受講してください。

令和8年度 幼稚園新規採用教員研修 園外研修年間計画 (案)

資料 5-1

回	日時	内容	会場等
1	4/16 (木) ~ 5/12 (火)	新規採用教員研修の受講に当たって	オンデマンド開催
		大阪府の幼児教育	
		セルフマネジメント ー働くための基礎的スキルー	
2	5/14 (木) 14:00~17:00	開講式	大阪府教育センター
		幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえた子ども理解	
		児童虐待の現状と課題	
3	6/11 (木) ~ 6/25 (木)	食育と食物アレルギーへの対応	オンデマンド開催
		セルフマネジメント	
		ーメンタルヘルスケアー	
4	7/22 (水) 13:30~17:00	これまでの実践を振り返る	大阪府教育センター
		リズム運動	
5	8/4 (火) 14:00~17:00	学級経営の在り方 ー先輩教員の実践に学ぶー	大阪府教育センター
		指導案・指導計画の作成	
6	9/9 (水) ~ 9/28 (月)	保護者理解と家庭との連携 ーカウンセリングの理論と実際ー	オンデマンド開催
		「ともに学び、ともに育つ」教育 ー子ども理解と早期からの気付き・援助ー	
7	11/25 (水) 14:30~17:00	人権について考える ー人権尊重の教育について/ 大阪国際平和センターの見学ー	大阪国際平和センター (ピースおおさか)
8	1/14 (木) 14:00~17:00	子どもの安全と危機管理	大阪府教育センター
		セルフマネジメント ー学び続ける教職員であるためにー	
		閉講式	
9	市町村から 別途通知	市町村 実施研修 (小学校教育との円滑な接続)	市町村から別途通知

※第1～8回は、「公立幼保連携型認定こども園新規採用教員研修」、「私立幼稚園新規採用教員研修」と合同で実施します。

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

令和8年度 幼稚園10年経験者研修 園外研修年間計画(案) 資料5-2

回	日時	内容	会場等
1	5/26(火)～6/9(火)	幼児教育の現状と課題	オンデマンド開催
2	6/19(金) 14:00～17:00	子ども理解と援助・指導の在り方	大阪府教育センター
3	7/17(金) 14:00～17:00	「学びに向かう力/非認知的能力」を 育む援助の在り方 ----- カリキュラムマネジメントを意識した 保育づくり	大阪府教育センター
4	8/20(木)～9/10(木)	発達や学びの連続性を踏まえた幼小接続 ー小学校教育の観点からの架け橋期 のカリキュラムー	オンデマンド開催
5	9/25(金) 14:00～17:00	支援教育・人権教育の観点を踏まえた子 ども理解と学級経営	大阪府教育センター
6	11/9(月) 14:00～17:00	組織マネジメントと幼児教育アドバイザ ー活用の観点から考える人材育成	大阪府教育センター

※第1～5回は、「幼児教育アドバイザー育成研修」(カテゴリA)と合同で実施します。

※第6回は、「園長等専門研修B」と合同で実施します。

※第1～6回は、幼保連携型認定こども園10年経験者研修と合同で実施します。

令和8年度各種法定研修等に係る年度当初の予定(案)

日程・時間(または期間)	内容	会場等
小・中学校		
4月7日(火) ～ 4月16日(木)	小学校初任者研修(第1回) 中学校初任者研修(第1回) 新規採用養護教諭研修(第1回) 新規採用栄養教諭研修(第1回) 新規採用小・中学校事務職員研修(第1回)	オンデマンド 開催
4月14日(火) ～ 4月24日(金)	初任者研修・新規採用者研修・5年次研修・10年経験者研修 実施校 校長等連絡協議会 初任者研修・支援学校幼稚部新規採用者研修 実施校 指導教員等連絡協議会	オンデマンド 開催
4月22日(水) ～ 5月13日(水)	小学校10年経験者研修(第1回) 中学校10年経験者研修(第1回) 養護教諭10年経験者研修(第1回) ※栄養教諭10年経験者研修は隔年実施のため、令和8年度は実施しない。	オンデマンド 開催
幼稚園		
4月13日(月) 15:30～17:00		大阪府 教育センター
4月14日(火) ～ 4月24日(金)	幼稚園新規採用教員研修・10年経験者研修 実施園 園長等連絡協議会	オンデマンド 開催
4月16日(木) ～ 5月12日(火)	幼稚園新規採用教員研修(第1回)	オンデマンド 開催
5月27日(火) ～ 6月9日(火)	幼稚園10年経験者研修(第1回)	オンデマンド 開催

令和8年度 法定研修について [島本町実施分]

■初任者研修

研修内容		具体的研修内容	実施時期
小学校	中学校		
授業づくり4	授業づくり4	町内めぐり (雨天決行)	5月27日 (水) 15:00~17:00
授業づくり6	授業づくり5	授業づくり研修	8月5日 (水) 15:00~17:00
人権教育研修		市町村における人権教育の現状と課題	6月17日 (水) 15:00~17:00
授業づくり10	授業づくり9	学級づくり研修	10月14日 (水) 15:00~17:00
児童生徒理解を深めるために4		学級経営の実際	2月3日 (水) 15:00~17:00
普通救命講習		島本町消防署で受講	6月3日 (水) 15:00~17:00

※人権教育研修…人権文化センター予定

■2年次初任者研修 (社会体験研修)

回	研修内容		実施時期
第21回	社会体験研修 1	<島本町での体験研修> ・町立図書館 ・第一幼稚園 ・第二保育所 ・第四保育所 ・消防署 (施設については予定)	夏季休業中 (実施場所により異なる)
第22回	社会体験研修 2		
第23回	社会体験研修 3		

■10年経験者研修

研修内容		具体的研修内容	実施時期
小学校	中学校		
市町村教育委員会 実施研修 1		「主体的・対話的・深い学び」の授業 づくりに係る研修	7月1日 (水) 15:00~17:00
市町村教育委員会 実施研修 2		学級づくり研修	10月7日 (水) 15:00~17:00

教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアル

令和5年10月

島本町教育委員会

目次

はじめに	
第1 性暴力とは	1
第2 性暴力等を防止するための取組	1
(1) 教職員等に対する啓発	1
(2) 児童生徒等に対する啓発	2
(3) 性暴力等を防止する環境づくり	3
第3 性暴力等の早期発見のための取組	3
(1) 早期発見するための相談体制	4
(2) 学校内での情報共有体制の構築	5
第4 性暴力等が発生した場合の対応	6
(1) 初期対応	6
(2) 保護者への対応	8
(3) 加害行為が疑われる教職員等への対応	8
(4) 中長期的対応	9
第5 学校における具体的な未然防止・早期発見の取組例	10
(1) 定期的なアンケートの実施	10
(2) 教育相談窓口の設置	10
資料1 ハラスメントに係るアンケート	12
資料2 様式1 「ハラスメント事象報告書」	13

はじめに

本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教職員等が、児童生徒等に対し、「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等を行うことは、言語道断であり、絶対に許されない人権侵害行為です。しかし、児童生徒等への性暴力等にあたる行為により、懲戒免職処分を受ける教職員等は後を絶ちません。なかには、教師という権威と信用を悪用し、閉鎖的・支配的な空間において、児童生徒等が自身の被害に気づかないように性暴力に至ったケースなど、犯罪として悪質な事件も見受けられ、事態は極めて深刻な状況にあります。

性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に生涯にわたる重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。改めて学校における未然防止策の確立やその徹底、早期発見の手立てと被害者に寄り添った初期対応が求められています。

実際には、児童生徒等が心身ともに健やかに成長していくことを願い、日々、児童生徒等に寄り添いながら教育活動に取り組んでいる教職員等が大多数です。一部の教職員等による加害行為により、それらの教職員等の社会的な尊厳が毀損されることは、あってはならないことであり、そうした事態にならないようにするためにも、すべての教職員等が当事者意識をもち、児童生徒に恥じることのない大人であるべく襟を正し「性暴力・(人権侵害)は絶対に許さない」という学校づくりをすすめていかなければなりません。

学校が、児童生徒等にとって、より安心・安全な学びの場となるように、このマニュアルをすべての教職員で共有し、児童生徒への性暴力等の根絶を図っていきます。

第1 性暴力とは

「性暴力」とは、性別を問わず、相手がだれでも、どんな状況でも、本人が望まない性的行為すべてを指します。

例えば…

- ・着替えやトイレをのぞかれる
- ・卑猥なことばを言われる
- ・わいせつな写真を見せられる、撮られる、自撮りを要求される
- ・性的な内容のメール等を送る
- ・SNS上に性的な中傷を書かれたり、プライベートゾーンの写真や動画をアップされたりする
- ・衣服の上から又は直接、からだをさわられる、さわらせる
- ・わいせつな行為をする、させる など

これらの性暴力等については、法律でも定義されており、児童生徒等の同意や脅迫の有無を問いません。また、令和5年7月13日から施行された刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律によって、わいせつな行為をした相手が13歳未満の子どもである場合、又は、相手が13歳以上16歳未満の子どもで、行為者が5歳以上年長である場合、罪が成立します。

第2 性暴力等を防止するための取組

(1) 教職員等に対する啓発

教職員等は、常に多くの児童生徒等と接しています。常に「誰かに見られている」という意識をもち、セルフチェックリストで自分の行動を振り返ってみましょう。

【セルフチェックリスト】

- 親しみや励ましを目的とした言動であっても、児童・生徒、同僚教職員を不快にさせる場合（特に身体的接触や性に関わる発言）があることを認識していますか。
- セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手が不快だと思うかどうかによるものであることを認識していますか。

- 教職員と児童・生徒という関係において、仮にその児童・生徒が好意を伝えてきたとしても、恋愛関係になることは決して許されないことを認識していますか。
- 指導やスキンシップ、マッサージなどと称して、児童・生徒の体に触ったり、触らせたりしていませんか。
- 私的に児童・生徒と電話やメールをしていませんか。また、自家用車に乗せたりしていませんか。
- 障害のある児童・生徒に対し、児童・生徒が不快に感じるような適切な介助、指導方法を身につけていますか。
- 指導等を行う場合は、密室となるような場所で行わないようにしていますか。やむを得ず行う場合は、複数の教員で行うようにしていますか。
- 同僚教職員を執拗に酒席などに誘っていませんか。酒席などで卑わいな内容の話をすることはありますか。

また、過去の児童生徒性暴力等による懲戒処分が行われた事案において、教職員と児童生徒等との間で、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やメールを用いた私的なやりとりが行われていた事案がありました。

このような、教職員と児童生徒等との、SNSやメール等による私的なやりとりは禁止します。業務上やむを得ずメール等の使用が必要となる場合には、管理職や保護者等の許可を得て利用目的を明確にして行います。

【遵守事項】

- ・管理職の許可なく、児童生徒等、保護者とのSNSやメール等のやりとりをしないこと
- ・児童生徒等、保護者との連絡は、緊急の場合を除き、個人所有のスマートフォン等を使用しないこと
- ・業務上やむを得ずメール等を使用する場合は、管理職にメッセージ内容を開示すること

(2) 児童生徒等に対する啓発

学校では、性暴力等の根絶に向けて、児童生徒等が性暴力等の加害者・被害者・傍観者にならないように、生命（いのち）を大切に考える考え方や、一人ひとりを

尊重する態度等、発達の段階に応じた安全教育を行っていきます。

また、児童生徒等へのわいせつ行為のきっかけとなり得る、教職員等とのSNSやメール等の私的なやりとりについて、禁止します。やむを得ず必要となる場合については、保護者の許可を得て、利用目的を明確にした上で行うこととします。

(3) 性暴力等を防止する環境づくり

同性異性を問わず、教職員等が密室（室内から施錠されている、窓への張り紙やカーテン等により室内が確認できない状態等）で、児童生徒等に対して1対1での個別指導を行うことを禁止します。原則、個別での対応が必要な場合は、複数人で対応するなど、1対1での密室状態を回避します。

ただし、やむを得ず個別対応が必要な場合は、事前に管理職に、対象児童生徒等・理由・場所及び時間を伝え、管理職の把握のもとで対応します。

第3 性暴力等の早期発見のための取組

児童生徒等への性暴力等が発生した場合、被害者を一刻も早く保護するために、まずは早期発見の体制を整える必要があります。そのためには、日頃から以下のポイントを大切に、被害発生後の支援に迅速につなげていきます。

① 性暴力は見えにくい

→普段から密室となる場所での指導等は行わないように心がけましょう。

[性暴力等の被害が見えにくい理由]

- ・打ち明けにくい
- ・何が起きているかわからない
- ・恥ずかしい
- ・話したら怒られる
- ・性的いじめは性暴力であると認識が低い
- ・「男性から女性に対してのみ起こる」との思い込みがある
(男子児童生徒や同性間の被害は見えにくい)
- ・目撃者がいない

② 気づきが大切

→ 普段の発達指示的生徒指導を充実させましょう。

- ・ 情緒が不安定
- ・ 不登校
- ・ 成績が下がった
- ・ 問題行動が見られる（性的問題行動、反抗的行為など）

③ 日頃の信頼関係が大切

- ・ 困った時に、安心してすぐに相談できる相談者・窓口を作っておく

(1) 早期発見するための相談体制

性暴力等の被害にあった児童生徒等の多くは、誰にも相談できずにいることが多いため、できるだけ早く誰かに助けを求めることができるような相談体制を構築する必要があります。

そのために、学校内で校内相談員を選任し、相談窓口を設置して、児童生徒等及び保護者等からの性暴力等に関する相談を受け付ける支援体制を整備し、児童生徒等及び保護者等に対して周知します。

また、各関係機関の相談窓口について、校内に掲示するとともに、児童生徒等及び保護者等に配布し、周知を徹底します。

■ 高槻警察署 ☎ 072-672-1234

■ 性犯罪被害 110 番（大阪府警） ☎ 0120-548-110 もしくは ☎ # 8103

■ 性暴力救援センター・大阪 SACHICO ☎ 072-330-0799 24 時間 365 日受付

■ 性暴力被害ワンストップ支援センター ☎ # 8891 24 時間 365 日受付

■ 大阪府教育センター(すこやか教育相談) 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 9:30～17:30

子どもからの相談 ☎ 06-6607-7361 sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp (24 時間受付)

保護者からの相談 ☎ 06-6607-7362 sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp (24 時間受付)

教職員からの相談 ☎ 06-6607-7363 sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp (24 時間受付)

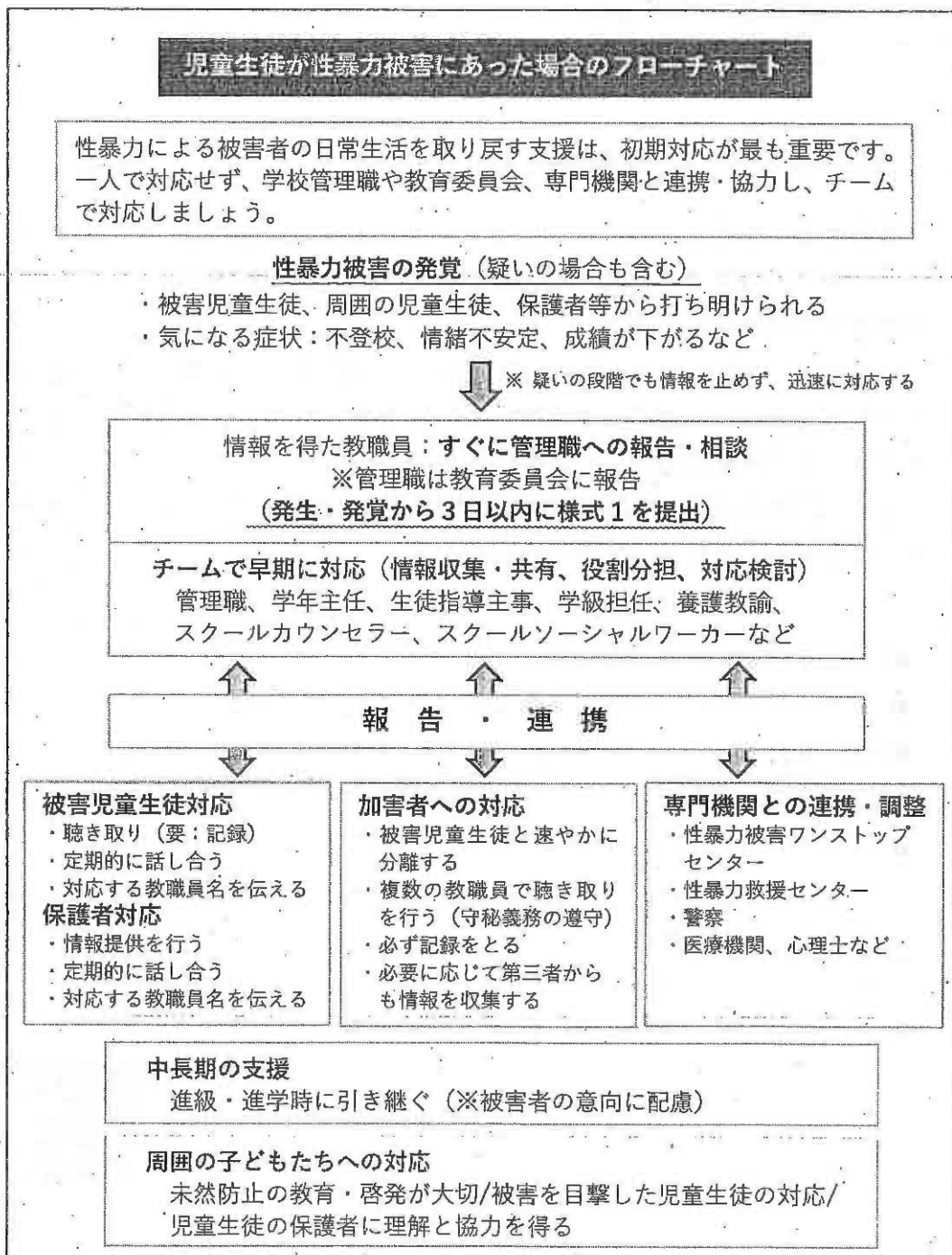
■ 大阪府 LINE 相談 毎週日・月・火・水・木曜日 19:00～22:00 (受付は 21:30 まで)

※QR コード→



(2) 学校内での情報共有体制の構築

児童生徒等への性暴力等に関する相談や事案が発生した場合には、複数の視点で多角的に事案を検討する必要があります。そのために、まず学校内において、児童生徒等からの相談等による疑いが生じた時点で、必ず管理職に情報が共有できるよう、情報共有体制を構築します。



第4 性暴力等が発生した場合の対応

性暴力等が発生した場合、多岐にわたる対応を求められます。その対応について、役割分担を明確にし、被害児童生徒の安全確保及びその支援を第一に考え、学校や教育委員会、専門機関が連携し、迅速な対応をしていきます。

(1) 初期対応

① 情報共有

教職員は、児童生徒等や保護者からの相談や相談機関等の第三者からの通報等により被害の情報が入った場合、事実関係が確定してから対応するのではなく、「疑いの段階」でも、各教職員で情報を止めることなく、すぐに管理職に報告します。管理職は、服務事故に対応する教職員間で情報を共有します。また、事案の発生・発覚から3日以内に様式1の「ハラスメント事象報告書」を教育委員会に提出します。

② 被害児童生徒等の安全確保

管理職は、被害児童生徒等の安全確保と心理的な圧迫回避のため、加害行為が疑われる教職員等と被害児童生徒等を速やかに分離します。その方法として、被害児童生徒等を通常的环境から遠ざけるのではなく、加害行為が疑われる教職員等を被害児童生徒等と接触しない環境に置きます。

③ チームで早期に対応

必ず複数の教職員（管理職、学年主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭等）やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーでチームを作り、役割を決めます。

- ・チームの教職員のみで詳しい情報を共有する（守秘義務の遵守）
- ・被害児童生徒等と信頼があり、安心できる教職員を担当にし、孤立感を抱かせないようにする
- ・専門機関への連携担当教職員を決める
- ・保護者対応の担当者を決める。保護者との面談も、複数での対応を基本とする
- ・加害行為が疑われる教職員等が学校内にいる場合は、加害等の担当教職員を決める。同じ教職員が被害者・加害者双方の担当をしない

④ 被害児童生徒等への初期の聴き取り

管理職は、関係者（児童生徒等・教職員等・関係者）に対し、聴き取りを行います。被害児童生徒等への聴き取りの際は、安全確保のため、加害行為が疑われる教職員とは分離した上で行います。また、他の人に聞かれず、話が中断されることのない、落ち着いた場所で行います。

聴き取りの際には、誘導的な質問を行わないこと、強制・強要的な質問を行わないことに注意します。

【被害児童生徒等への聴き取りポイント】

- 1 安心できる場所で聴く
- 2 本人の意思を傾聴し尊重する
- 3 感情的にならず、余談・偏見を持たずに客観的に事実を確認する
(例：男子は被害に遭わない、一人で歩いているから被害に遭うなど)
- 4 「何かあった?」「どうしたの?」「～について話して」などと尋ね、答えが Yes No にならないように、自発的に自由に話してもらう
- 5 「誰が」「身体のどの部分に」「何をした」程度の情報が得られたら、管理職に報告する
- 6 被害内容を否定しない
(例：「～だったんじゃないの?」「本当なの?」など)
- 7 聴き取りする者が想定していることを、先に答えを出す形で質問しない
(例：「～に…されたの?」「～ということがあったの?」など)
- 8 特定の答えを認めさせようとしめない
(例：「～なんでしょ」「～だよ」「そうなんでしょ」など)
- 9 「なぜ」「どうして」という圧力をかける言葉は避ける
(例：「どういうことがあって、そこに行くことになったの?」と言い換える)
- 10 「これが最後の質問だよ」「これが終わったら帰れるからね」「あと〇つ答えてくれたらおしまいにするね」など、特定の応答内容を暗示・強制したり、応答(肯定・否定)の傾向性を示す、短く済む方を選ばせるなど、応答の公平性をゆがめない
- 11 伝えたことを労うのは、聴き取りの最後にする
- 12 聴き取り後、一人の時間を作らないようにする(その後は孤立させない)
- 13 PTSD(トラウマ反応)を理解する(早期より専門家への相談が必要)

【被害児童生徒等以外への聴き取りポイント】

- 1 いつ、どのような場面で知ったかを聴く
- 2 被害児童生徒等が教職員に被害内容を伝えることを了承しているか確認する
- 3 他で話したり、メールや SNS 等で拡散したりしないように伝える(被害児童生徒等の二次被害を防ぐ)※二次被害…被害者が被害の後に、周囲のさまざまな人の言動によって、更に傷つけられる状態のこと

【聴き取り後に伝えること（共通事項）】

- 1 困ったときに相談できる教職員名を伝える
- 2 話してくれたことを労い、被害児童生徒等を守るために、信頼できる機関と連携し対応していくことを伝える

(2) 保護者への対応

学校は、家庭やホームと連携して、速やかに被害児童生徒等のケアとサポートに努めなければなりません。保護者も傷ついていることを十分認識し、状況の説明や対応方法について、保護者に連絡するとともに、被害児童生徒等及び保護者の気持ちに寄り添った支援を行います。

① 状況説明と対応方法の連絡

- ・ 学校内で対応する教職員を伝える
- ・ 医療機関受診の必要性について伝える
→ 治療や必要な外傷があった場合、妊娠の可能性がある場合
- ・ 心と身体のケアの必要性と、専門機関への相談をすすめる
- ・ 警察に相談（被害届）する意思はあるか確認する
※警察に被害届を出すことに躊躇している場合や、医療機関が必要な場合は、
「性暴力被害ワンストップ支援センター」等に相談する

② 定期的な話し合い

被害児童生徒等の回復には、保護者の関わりが大きく影響します。被害児童生徒等及び保護者の気持ちや家庭・ホームでの状況を把握しながら、保護者と定期的に話し合います。

- ・ 学校生活における配慮事項も徐々に変化するため、定期的に支援体制の見直しが必要
- ・ 不眠、食欲不振、集中できない、欠席が続くなどの状態であれば、医療機関の受診をすすめる
- ・ 安全な場所の確保・維持のため、不安・心配はないかなど聴き、対応を話し合う

(3) 加害行為が疑われる教職員等への対応

聴き取りにより加害事実が確定するまで、その教職員等は加害者と断定でき

ませんが、被害児童生徒等が心理的な圧迫を受けないためには、速やかに被害児童生徒等と加害が疑われる教職員等を分離します。

【加害行為が疑われる教職員等への聴き取りポイント】

- 1 複数の教職員で聴き取りを行い、守秘義務を遵守する
- 2 感情的に接しない。余談・偏見を持たず、客観的に事実を確認する
- 3 加害行為が疑われる者が事実を否認した場合、必要に応じて第三者からも情報を収集する。その際は、誰から情報を収集するかについて、被害児童生徒等の承認を得るようにする
- 4 情報提供者を加害行為が疑われる者には明かさない
- 5 内容の記録を必ず取り、加害行為が疑われる者に確認する
- 6 管理職は、教育委員会と速やかに連携をとりながら、加害行為が疑われる者へ事実確認と対応にあたる

(4) 中長期的対応

① 継続的な支援

被害児童生徒等は、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷やその他の心身に対する影響が継続するため、本人や保護者と十分に時間をかけて相談の上、進級・進学時に引き継ぐことが大切です。

また、時間の経過によりトラウマ反応が見えにくくなります。何かのきっかけで不登校となったり、身体症状が出現したりして問題行動を起こすこともあります。適切なケアがされていれば、時間の経過とともに改善することもあります。長引くようであれば専門機関につなげます。

② 過去の被害について

被害児童生徒等が過去の被害を打ち明けた場合、もしくは過去の経験が性被害であったかもしれないと思った場合は、被害初期の対応と同様に対応します。

③ 再発防止策の検討

発生した性暴力等の事案について、発生原因及びその再発防止策について、関係機関と連携して再発防止策の検討を行います。

事象の要因や背景を分析し、学校における取り組むべき課題を明らかにし、再発防止のための対策を講じます。その際は、個人情報保護に留意し、学校全体としての課題の共通理解を図ります。

④ 教職員に対する研修・意識啓発

学校で働くすべての教職員等を対象に、発生した事案を踏まえた研修を

行い、児童生徒等を性暴力等の犠牲者にさせないという断固たる決意を共有し、わいせつ行為の根絶を図ります。

⑤ 児童生徒等への意識啓発

児童生徒等自身が、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、生命（いのち）の安全教育を継続的に実施し、意識啓発を行うことで、性暴力の未然防止を図ります。

- 1 未然防止の教育・啓発及び早期発見に努める
(発達指示的生徒指導、課題未然防止教育、課題早期発見対応の充実)
- 2 被害を目撃した児童生徒等には、被害の詳細を伝えず、拡散しないように伝える（SNSへの注意が必要）
- 3 被害を目撃した児童生徒等以外には、被害の情報は伝えない
(二次被害の防止)

第5 学校における具体的な未然防止・早期発見の取組例

(1) 定期的なアンケートの実施

教職員への研修やチェックリスト（アンケート）、管理職からの綱紀の保持については、これまでも学校において行われてきましたが、それだけでは十分とはいえない現状があります。そのために、教職員等へのアプローチだけでなく、児童生徒もその意識をもつために、児童生徒に対してハラスメントに関する定期的なアンケートを実施します。

児童生徒への定期的なアンケートの実施自体が、教職員等への啓発になり、性暴力等の未然防止と早期発見につながります。アンケート実施の際には、タブレット端末等を活用し、児童生徒の回答は担当者しか閲覧できないようにするなど、個人情報保護の観点から、複数のチェック体制を構築する等の工夫が求められます。また、アンケートのみを実施するのではなく、授業とセットにし、児童生徒への指導や啓発も大切にします。

(2) 教育相談窓口の設置

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、性暴力等に対する相談窓口を各校に設置します。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談枠は、保護者等の相談で予約が埋まっていることも考えられるため、養護教諭や生徒指導主事、管理職等に対応することも必要です。その際には、複数での対応を基本とします。

また、学校に相談窓口が整備されていることを積極的に児童生徒等や保護者、教職員等に周知することで、アンケート同様、教職員等の意識向上につながり、性暴力等の未然防止や早期発見につながります。

ハラスメントに係るアンケート

島本町立 学校

このアンケートは、ハラスメントなどにより、心や体を傷つけられていないか、いやな思いをして困っていないか、人にはなかなか言えない悩みを抱えていないかどうかを確かめるものです。

このアンケートの回答は、担任の先生やクラブの顧問の先生は見ません。限られた先生しか見ませんので安心して答えてください。

★ 最近（今年の4月から今まで）のあなたの学校生活について、ふり返ってください。

1 身近な大人（親や学校の先生や近所の人など）から、何か言われたり、されたりしていやな思いをしたことがありますか。

- ある → 質問2へ
 ない

2 1で「ある」を選んだ人は質問に答えてください。
 どんなことをされましたか。あてはまるものすべてを選んでください

- たたかれたり、けられたりした
 不安な気持ちになるようなことを言われた（「成績を下げるぞ」「行事（大会）に参加させないぞ」など）
 怖さを感じる態度（ドアをわざとぎつく閉める、乱暴にものを置くなど）をとられた
 性別によって決めつけるようなことを言われた（「男（女）のくせに…」「女（男）なんだから…」など）
 個人的に、性に関することについて冗談を言われたり、性的な質問をされたりした
 触られたくないのに、体を触られた（または触らされた）
 その他 _____
 ここには書きづらいので、直接信頼できる大人に伝えたい

学校には、ハラスメント等に関する相談窓口があります。

〇〇学校の相談窓口は、■■■です。

ハラスメント等に悩んでいたら、いつでもでも相談してください。

※相談しやすい先生に相談してもよいです。

様式1

ハラスメント事象報告書

学 校 名			
発生・発覚日	令和 年 月 日 () に 発生・発覚		
場 所			
発見のきっかけ	①	が発見	② からの訴え
	③	からの情報	
事象の態様	①暴力 ②脅し(成績、クラブ等) ③乱暴な態度(威圧) ④性別による決めつけ(発言等) ⑤性的な発言や質問 ⑥身体接触 ⑦その他		
報 告 日	令和 年 月 日 ()	報告者	
事象の概要	<p>【発覚からの対応】</p>		
当面の措置	<p>① 被害児童生徒への対応</p> <p>② 被害児童生徒の保護者への対応</p> <p>③ 加害者への対応</p>		

参考

島教教第358号
令和7年4月18日

各 学 校 長 様

島本町教育委員会事務局
教育こども部教育推進課長

ハラスメントに関するアンケート実施状況調査について（依頼）

標記の件につきまして、令和7年度の実施状況を把握することを目的とした調査を行います。

つきましては、別紙回答票を作成の上、下記のとおり教育推進課担当まで、提出願います。

記

- 提出物 ① 回答票
② アンケート様式（質問項目を確認のため）
- 提出期限 令和7年8月8日（金）

<担 当>

教育推進課 原山・杉谷

電 話 075(962)0391（直通）

内 線 186

e-mail k-suishin@shimamotocho.jp

パワハラ セルフチェック

どんな人でも状況が重なればパワー・ハラスメントに近い行為をしてしまうリスクがあるでしょう。次のチェックリストを参考に自身を振り返ってみてください。
もし、5～6項目以上あてはまるようならハラスメント予備軍といえるでしょう。
すべての職場でパワー・ハラスメントのない快適な職場環境づくりを進めましょう。

チェック欄	チェック項目
<input type="checkbox"/>	パワー・ハラスメントの被害を受ける人は、その人自身に問題があると思う。
<input type="checkbox"/>	パワー・ハラスメントをはね返すくらいの強さがないと、成長しないと思う。
<input type="checkbox"/>	うちの職場に限ってパワー・ハラスメント問題など起こらないと思う。
<input type="checkbox"/>	若くて経験のない者が、会議等で自分の意見を堂々と言っているのを見るとイライラする。
<input type="checkbox"/>	今の若い人は甘やかされているから鍛え直さないとダメだと思う。
<input type="checkbox"/>	仕事のできない教職員が、自分より給料が高いと思うと腹が立つ。
<input type="checkbox"/>	年長者を立てない若者を見ると怒りを覚える。
<input type="checkbox"/>	仕事のできない教職員とは一緒に仕事はしたくない。
<input type="checkbox"/>	要領が悪い教職員を見ているだけでイライラする。
<input type="checkbox"/>	生徒指導等ができない教職員に対し、とことん指導したくなる。
<input type="checkbox"/>	仕事のできない人が努力している姿を見ると衰れに感じてしまう。
<input type="checkbox"/>	指導をしても理解しない者に対し、語気を荒げたくなる。
<input type="checkbox"/>	短気や攻撃的だと言われることがある。
<input type="checkbox"/>	自分より仕事のできない者から、間違いを指摘されると気分が悪い。
<input type="checkbox"/>	会議等で、目だつた発言をする教職員を見ると、不快に感じる。
<input type="checkbox"/>	完璧主義なところがあると、よく言われる。
<input type="checkbox"/>	自分は正当に評価されていないと感じる。
<input type="checkbox"/>	業務量が多く、いつも仕事に追われている。

パワハラ加害者は自分が行っていることが、部下をはじめ相手方や第三者にとって「パワハラ」になっているかどうか分からないものです。仕事の内容や職場の状況、また相手方等のタイプによって反応はまちまちです。無意識に相手方等に対して感じたり、行ったりしていることが「パワハラ」になっているかもしれません。心当たりはありませんか？重要なことは、自分がしている行為に対して、相手方等がどう感じているかキャッチする感性を持つことです。

島本町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

島本町教育委員会

目次

- 1 計画の趣旨・現状 1
 - 2 目標 3
 - 3 計画の期間 3
 - 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 4
 - 5 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . 11
-

【実施計画における用語や表記の定義】

教職員	教育職員、事務職員
教育職員	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法で定める教育職員
給特法	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
給特法指針	公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教育職員が、児童・生徒と過ごす時間や自らの資質・能力の向上を図る時間を確保・充実できるよう、校務運営の効率化や部活動改革、専門性を有する機関・人材等との協働等を行い、さらに働き方改革を進めることは重要である。

また、時間外在校等時間の縮減だけでなく、年次有給休暇取得の促進等を進めることで、ワーク・ライフ・バランスを充実させ、教育職員が様々な経験・体験を通じて、より一層充実した教育活動を行うことができるようにすることも必要である。

教育職員が自らの働き方を見直し、指導力を磨くとともに、知識や想像力、人間性を高めることで、学校教育の質を向上させるために、今般、島本町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(以下「実施計画」という。)を策定するものである。

(2) 本町の現状

本町では、所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、「島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」(以下「規則」という)を定め、教育職員の時間外在校等時間の

管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

その結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和4年度から令和6年度までは以下のとおりであった。

【時間外在校等時間の推移】

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	1人あたり年間平均	430.3時間	409.2時間	366.5時間
	月45時間を超える割合	34.7%	29.7%	22.2%
	月80時間を超える割合	1.7%	0.6%	0.4%
中学校	1人あたり年間平均	530.2時間	520.3時間	443.2時間
	月45時間を超える割合	46.4%	48.0%	28.0%
	月80時間を超える割合	9.3%	6.3%	2.3%

時間外在校等時間は年々減少傾向にあるものの、令和6年度では月45時間を超える割合が小学校で22.2%、中学校で28.0%となっている。複雑化・多様化する教育課題への対応などに時間を要しており、学校運営の効率化を図るために、校務分掌を体系的に見直すなど、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき実施計画を策定するものである。

2 目標

実施計画において掲げる目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1人あたりの平均年間時間外在校等時間を360時間以内にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする。
- ・ 教育職員が、児童・生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

- ・ 令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

働き方改革を進めていく上での本町の基本姿勢は、教育職員の時間外在校等時間の実績値を活用して、分析を行い、それに基づいた取組を全町立学校向けに進めていくとともに、学校特有の事情による取組については個別に対応していくことである。

そのため、町教育委員会では、引き続き、「部活動ガイドラインの遵守」「会議・行事の精選」といった取組※について、全町立学校で徹底していくとともに、「学校長ヒアリング」といった学校特有の事情に沿った取組についても確実に進めていく。

(※) 現在の課題が解決した場合等には、再び、教育職員の在校等時間等の実績値を活用して分析を行い、それに基づいて新しい課題に対する取組を進めるサイクルをまわしていくこととする。

(1) 学校特有の事情に沿った取組

① 授業の改善

- ・ 各校において引き続きICTを有効活用した授業づくりを実施する。

② 会議・行事の精選

- ・ 各校において引き続き調査・会議の精選を実施するとともに、町教育委員会においては、各校の好事例を共有する。

【会議の精選:先行例】

● 情報共有のICT化

- ・ 「校務支援システム」の活用

● 回数や時間の工夫改善

- ・ 運営委員会を担当教諭の空きの授業時間中に設定

● 職員朝礼実施回数の見直し

● 職員会議における議題の精選

● 会議の進め方の工夫

【行事の精選:先行例】

● 回数や時間、在り方の工夫改善

- ・ 体育大会の半日実施、種目数減
- ・ 文化的行事等の在り方に関して見直し
- ・ 参観実施回数の見直し

③ 島本町立中学校部活動の在り方に関する方針(以下「部活動ガイドライ

ン」という。)における休養日確保及び活動時間遵守の徹底

- ・ 時間外在校等時間のヒアリング結果から、週休日の部活動が時間外在校時間増加の主な原因の一つとなっていることが分かった。この事実を受け、引き続き、部活動ガイドラインで定められた休養日の確保の徹底を促進す

るとともに、活動時間の遵守についても徹底する。

〈参考〉部活動ガイドラインにおける適切な休養日及び活動時間の設定

ア 部活動を行わない日(以下「休養日」という。)及び活動時間については、成長期にある生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

○ 休養日の設定は以下のとおりとする。

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加や他校との交流や試合、コンクールへの出場等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

○ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。以下同じ。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 校長は、2(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定にあたっては、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、町共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

エ 休養日及び活動時間については、学校の実態や全体の活動状況も踏まえながら今後も検討を続け、より適切に対応することとする。

④ 学校長ヒアリングの実施

- ・ 時間外在校等時間が長時間となっている教育職員が在籍する学校長に対しヒアリングを実施し、事情を聞き取り、指導等を行う。また、時間外在校等時間が1か月あたり 80 時間を超えた教育職員または2か月連続 60 時間を超えた教育職員がいる場合は、学校長は報告書を提出することとする。

(2) その他

給特法指針第2章第3節で教育職員の負担軽減のための措置が示されたことから、これらの中で、重点的に取り組む事項やその他の取組について記載する。

次の①は、給特法指針に掲げられている措置の内容に鑑み、教育職員の負担軽減に当たって、「業務の効率化」、「業務委託や外部人材の活用」及び「教職員間の業務分担の見直し等の検討」に関して、取り組む事項を記載している。

また、次の②では、教育職員の健康及び福祉を確保するために、町教育委員会が取り組む事項を記載している。

以下の取組を確実に実行することで、教育職員の負担を軽減するとともに、健康及び福祉を確保する。

① 教育職員の負担を軽減するために取り組む事項

【業務の見直しに関すること】

ア 事務職員との役割分担について

「教職員間の業務分担の見直し等の検討」について

- ・ 町教育委員会は、町立学校と連携を図りながら、事務職員が「担う」又は「参画」する職務範囲の明確化を検討するとともに、業務量の精査を行い、適切な役割分担のもと安定的に執行するための事務体制を構築する。

【ICT活用に関すること】

ア デジタル技術を活用した校務の効率化の推進

「業務の効率化」「業務委託や外部人材の活用」について

- ・ 町教育委員会が、教育職員が効果的に校務支援システムを活用し、業務に役立てられるよう、マニュアルの提供や好事例の共有を促進する。

イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守

「業務の効率化」「業務委託や外部人材の活用」について

- ・ 教育職員がICT機器等の日常的な保守に関する問い合わせをする際、町教育委員会と問合せ先であるサポートセンターとの連携を強化し、FAQの充実や効率的な対応を促進する。

【外部人材活用に関すること】

ア 部活動の取組

「業務委託や外部人材の活用」について

- ・ 町教育委員会と町立中学校が連携し、町立中学校を対象とする部活動の地域展開の在り方を検討する。
- ・ 一部の部活動において拠点校方式を導入するとともに、外部指導者の配置を促進する。

イ 支援が必要な児童・生徒や家庭への対応について

「外部人材の活用」について

- ・ 町教育委員会において、障害等により配慮を要する児童・生徒への支援のために、校内教育支援員、支援員、看護師等を配置する。
- ・ 各校が、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、教育職員と協働した「チーム学校」による教育相談体制を構築した上で対応する。
- ・ 町教育委員会において、学校からの要望に応じて、母語で学習支援等の補助を行う海外帰国児童生徒指導協力者（通訳ボランティア）を配置する。

② 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

町教育委員会は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 休暇をまとめてとりやすい環境の整備

- ・ 夏季及び冬季において学校閉庁日を設定し、町立学校全体で、年次有給休暇をまとめてとりやすい環境を整備する。

イ 定時退校に向けた環境の整備

- ・ 業務時間外は留守番電話対応とし、定時退校を促す。

ウ 労働安全衛生法等の規定の遵守等に関する取組

- ・ 引き続き、各校で時間外在校等時間が1か月あたり 80 時間を超えた教育職員または2か月連続 60 時間を超えかつ「疲労蓄積度チェックリスト」の判定点数が4点以上の教育職員は、原則、翌月には産業医による健康相談を受けることとする。
- ・ 引き続き、定期健康診断を全町立学校で実施するとともにその他の健康診断を対象者や希望者に実施する。
- ・ 引き続き、全町立学校の教育職員に、年度中に 1回ストレスチェックを実施する。高ストレスと判断された教育職員から申出があった場合、産業医による健康相談を行う。
- ・ 引き続き、学校産業医を配置し、教育職員の心身の健康問題に関する指導・助言を求めることができる体制と教育職員への個別保健指導ができる体制を整える。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システムで把握する。
- ・ 町教育委員会において、各校の状況を確認し、実施計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童・生徒の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 各校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、実施計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。